平成２７年（フ）第４３１号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1367番地の２
破産者　乃木総合建設株式会社
１　決定年月日　平成28年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１０３号
北九州市門司区本町３番21号
破産者　株式会社杉原商店
１　決定年月日　平成28年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１３９号
仙台市青葉区一番町１丁目９番１号　仙台トラストタワー20Ｆ
破産者　株式会社創造エナジー
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
茨城県水戸市内原町1462番地
破産者　和合電機株式会社
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１６９号
茨城県水戸市内原町1462番地
破産者　株式会社和合エンジニアリング
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９８９号
東京都昭島市東町４丁目８番９号
破産者　有限会社榎本精工
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９９０号
東京都昭島市東町４丁目８番９号
破産者　亡榎本勉相続財産
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９９１号
東京都昭島市東町４丁目８番９号
破産者　榎本　英子
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５１号
愛知県豊川市中条町中道85番地の１
破産者　有限会社まじかる
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第８０号
三重県亀山市亀田町376－１　コーポ小林１Ｄ、住民票上の住所三重県亀山市能褒野町４番地52
破産者　山本眞佐男
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１号
三重県四日市市滝川町17番５号
破産者　野原　之裕
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５３１号
兵庫県尼崎市次屋２丁目17番15号
破産者　日本エム・テイ株式会社
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５９６号
兵庫県西宮市与古道町４番18号
破産者　株式会社長井グリーン
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６１９号
兵庫県西宮市今津野田町２番22号
破産者　有限会社安武
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４９号
福岡県飯塚市中1315番地４　Ａ－408
破産者　後藤　博志
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第６１７号
名古屋市中川区一色新町３丁目912番地　パーム　スプリングス805号、開始決定時の住所名古屋市中川区供米田２丁目1404番地の２
破産者　鈴木建工こと　鈴木　和義
１　決定年月日　平成28年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３４３号
名古屋市中村区烏森町６丁目238番地
破産者　大谷さちえ
１　決定年月日　平成28年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８５号
神戸市須磨区妙法寺字大門777　大門文化Ｂ棟２階、開始決定時の住所神戸市須磨区戎町２丁目１番３号
破産者　小紫　壽弘
１　決定年月日　平成28年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０４８号
札幌市白石区南郷通２丁目北１番６号、開始決定時の住所札幌市清田区北野７条４丁目８番38号
破産者　長谷　幸一
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９３号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　２街区１棟402号
破産者　伊東　重徳
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部